平成２５年（フ）第６号
千葉県松戸市稔台２丁目１番地の１　稔台ハイツ201号、前住所茨城県北相馬郡利根町大字押戸1217番地
債務者　古川　健一
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第８０９号
兵庫県芦屋市高浜町４番２―444号
債務者　生田　美和
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７号
兵庫県西宮市小松南町３丁目１番23―105号
債務者　水野美也子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２号
佐賀県武雄市若木町大字本部2510番地１
債務者　倉持　　暢
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第８号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久179番地６
債務者　川智　耕作
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１０号
佐賀県伊万里市東山代町長浜1749番地82
債務者　井上　初代
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2400番地１　御厨憲次方３号室
債務者　山上ハル子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１７号
佐賀県伊万里市山代町楠久390番地19
債務者　田代　　守
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１０号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8600番地69　町営住宅51棟12号
債務者　赤澤富美子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１号
宮城県大崎市古川駅南３丁目15番地　泉ビルＣ棟202号
債務者　渋谷　和奏（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４０９号
兵庫県川西市矢問１丁目14番24号、前住所大阪府豊中市庄内東町６丁目13番10―303号
債務者　居酒屋龍こと　桝谷　孝夫
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４１０号
兵庫県川西市矢問１丁目14番24号、前住所大阪府豊中市庄内東町６丁目13番10―303号
債務者　桝谷　公子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第７６９号
兵庫県尼崎市田能４丁目11番41―102号、前住所奈良県奈良市秋篠町1294番地の１県住平城団地３―404号
債務者　泉　　先雅
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１号
兵庫県尼崎市小中島２丁目10番10―401号
債務者　原田　弘和
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５号
兵庫県洲本市中川原町中川原291番地１
債務者　木村　敦子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第５号
徳島県三好市三野町芝生408番地１
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第８９２号
北九州市若松区宮丸１丁目１番20―101号
債務者　Ｃ－Ｌｉｎｅこと　刀根　義晴
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２２号
北九州市八幡西区香月西３丁目８番１―204号
債務者　安藤　照男
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部